

平成29年度 えひめ中小企業応援ファンド がんばるものづくり企業助成事業 募集要項

○ 応募受付及び詳しい事業案内等

公益財団法人えひめ産業振興財団 産業振興部 産業振興課 〒791-1101 松山市久米窪田町337-1	
TEL	089-960-1100
FAX	089-960-1105
本募集要項及び様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。 http://www.ehime-iinet.or.jp/zaidan/fund2/bosyu.pdf	

○ 受付期間

平成29年1月10日（火）～平成29年2月3日（金）
※ 受付期間内に、持参又は郵送により提出してください。 (期間内／平成29年2月3日（金）17時15分までに必着)

平成28年11月
公益財団法人えひめ産業振興財団

目 次

I 平成28年度がんばるものづくり企業助成事業の募集要項

	ページ
1 目的	1
2 助成対象者	1
3 助成対象事業	1
4 助成事業区分、助成対象経費、助成率、助成対象期間及び助成限度額	2
5 助成金交付の条件	3
6 助成の取り消し	3
7 助成事業の実施に対する支援（ハンズオン支援）	3
8 その他の支援	3
9 応募方法	3
10 事業計画の採択方法	4
11 その他応募に係る注意事項	4
12 助成事業者の義務	4
13 助成事業実施に係る注意事項	5
14 助成事業の流れ	6
15 応募受付・問合せ先	7

II 応募申込書の記載要領

1 共通	8
2 F S調査助成事業	9
3 研究開発助成事業	17

1 目的

公益財団法人えひめ産業振興財団では、個人や中小企業者等に対して、独創的で市場性が見込まれる技術や新商品・新サービス等に係る事前の調査研究及びその実用化・製品化に係る研究開発に係る必要経費を助成するとともに、県内の産業支援機関と連携・協力のもと、継続的なハンズオン支援を実施するなど、事業の発展段階に応じた支援を行い、県内産業の牽引役となる成長企業を創出することを目的として、「がんばるものづくり企業助成事業」を実施します。

2 助成対象者

(1) 中小企業者、みなし大企業又は中小企業者等のグループ

※ ただし、県外の方については、県内に事業拠点を設ける必要があります。

※ 「中小企業者」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる会社及び個人のうち、次のいずれにも該当しないものをいいます。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上が同一の大企業（中小企業新事業活動促進法第 2 条第 1 項各号に掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）又はその役員の所有に属している者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の全額が複数の大企業又はその役員の所有に属している者

※ 「みなし大企業」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号。

以下「中小企業新事業活動促進法」という。）第 2 条 1 項各号に掲げる会社及び個人のうち、愛媛県内に本社若しくは主たる事業所を有する者（これから創設する場合も含む。）又は立地する者であって、次のいずれかに該当する者

ア 発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上が同一の大企業（中小企業新事業活動促進法第 2 条第 1 項各号に掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）又はその役員の所有に属している者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の全額が複数の大企業又はその役員の所有に属している者

3 助成対象事業

モノ作り分野、最先端健康・福祉分野、IT 分野等において、特に新規性、市場性が認められる次の事業を対象とします。

事業区分		事業内容
がんばるものづくり企業助成事業	FS 調査助成事業	独創的で市場性が見込まれる技術シーズについての技術的データの取得・検証、独創的な新製品・新サービスによる事業展開に関する市場性・事業性向上に係る調査研究等への取組
	研究開発助成事業	モノ作り分野においてけん引役となるような新技術・新製品の研究開発、県内の健康福祉に関する研究成果を事業化するための新技術・新製品の研究開発や、IT 分野の有望案件に係る新技術・新製品の研究開発への取組

4 助成事業区分、助成対象経費、助成率、助成対象期間及び助成限度額

(1) F S 調査助成事業

助成事業区分	F S 調査助成事業	
助成対象事業	① 独創的で市場性が見込まれる技術シーズについての技術的データの取得・検証、独創的な新製品・新サービスによる事業展開に関する市場性・事業性向上に係る調査研究等への取組 ② その他理事長が適当と認める事業	
助成対象経費	F S 調査助成事業に要する次の経費	
	区 分	内 容
	原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費
	機械装置、工具器具費	機械装置又は工具器具の借用に要する経費
	技術指導受入費	技術指導の受入れに要する経費
	外注加工費	外注加工に要する経費
	マーケティング調査費	市場動向や消費者ニーズの調査等に要する経費
	委託費	調査研究の委託に要する経費
その他の経費	その他理事長が必要と認める経費	
助成率	助成対象経費の 2 / 3 以内	
助成対象期間	1 年以内	
助成限度額	1,000 千円	

(注) 助成対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含めない。

(2) 研究開発助成事業

助成事業区分	研究開発助成事業	
助成対象事業	① モノ作り分野においてけん引役となるような新技術・新製品の研究開発、県内の健康福祉に関する研究成果を事業化するための新技術・新製品の研究開発や、I T 分野の有望案件に係る新技術・新製品の研究開発への取組(試作を含む) ② その他理事長が適当と認める事業	
助成対象経費	研究開発助成事業に要する次の経費	
	区 分	内 容
	原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費
	構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
	機械装置、工具器具費	機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
	技術指導受入費	技術指導の受入れに要する経費
	外注加工費	外注加工に要する経費
	市場調査費	市場動向や消費者ニーズの調査等に要する経費(展示会出展経費等を含む)
委託費	研究開発の委託に要する経費	
その他の経費	その他理事長が必要と認める経費	
助成率	助成対象経費の 2 / 3 以内	
助成対象期間	事業開始から終了まで最長平成 30 年 12 月 31 日まで *平成 30 年 12 月 31 日までに事業を終了すること。【厳守】	
助成限度額	一般枠：20,000 千円 小規模枠(従業員規模が 20 名以下の小規模事業者)：3,000 千円 ※なお上記小規模事業者の方でも一般枠への応募は可能です。	

(注) 助成対象経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含めない。

5 助成金交付の条件

- (1) 助成事業は、原則として愛媛県内において行うこと。
- (2) 助成事業終了後5年間は、原則として県内において事業を行うこと。

6 助成の取り消し

次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された助成金については、その返還を求めます。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (2) 助成金交付の条件に違反したとき
- (3) 助成事業の実施について不正行為があったとき
- (4) 助成事業を中止又は廃止したとき
- (5) 法令違反などの反社会的行為が明らかになったとき

7 助成事業の実施に対する支援（ハンズオン支援）

がんばるものづくり企業助成事業の助成金交付の決定を受けた方の中で、応募時にハンズオン支援事業の実施を希望された方には、財団において希望等を総合的に勘案して、財団又は知事が指定する産業支援機関等による、ハンズオン支援を実施する場合があります。

※ ハンズオン支援の実施は、助成金交付の決定を受けた方の希望等も勘案のうえ、財団が決定します。

助成事業の円滑な遂行への支援、月次決算の分析、経営戦略の見直しへの助力、資金調達への助力、販路開拓への助力、事業協力者の紹介等

8 その他の支援

助成金の交付決定を受けた方は、次の支援を受けることができます。

- (1) 研究成果発表の機会の提供
- (2) 愛媛県産業技術研究所の機器の無償利用
- (3) テクノプラザ愛媛、愛媛県産業情報センターのインキュベートルーム又は愛媛県産業技術研究所紙産業技術センターの共同研究室の優先入居への配慮（空室がある場合）

9 応募方法

- (1) 助成を希望される方は、応募申込書等をパソコン等で作成の上、受付期間内に提出してください。応募申込書等の様式は、財団のホームページからダウンロードできます。

【提出書類】

○応募申込書（様式第1号及び別紙）・・・正本1部

○愛媛県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する書類（納税証明書）・・・正本1部

※ 愛媛県の各地方局税務管理課（各支局にあつては、税務室）で発行されます。

〔各地方局は「15 応募受付・問合わせ先」に住所等を記載しています。
税務署、市役所・町役場等では発行されません。〕

※ 証明手数料として、愛媛県収入証紙 400 円が必要となります。

※ 納税証明書についてのお問い合わせは、所管の地方局までお願いします。

○提出者の定款（写し）、登記事項証明書、決算書（写し）（直近3期分）・・・各1部

※ 個人の場合は除く。

○予算の積算根拠となる見積書及び購入する物品のカタログ・・・各1部

- (2) 応募申込書等で使用する専門用語については、簡単な解説一覧を添えてください。
- (3) その他、不明な点につきましては、「15 応募受付・問合せ先」までご連絡ください。

10 事業計画の採択方法

(1) 審査の方法

担当者による現地調査を行った後、学識経験者等で構成される審査会による審査を経て、理事長が決定します。

(2) 審査手順

①書類審査

- ・ 応募申込書等及び現地調査結果による書類審査を実施します。
- ・ 軽微な書類上の不備等がある場合は補正を求めることがあります。
- ・ 書類審査の結果を申請者に文書でお知らせします。

②面接審査

- ・ 書類審査を通過した事業計画を対象に面接審査を行います。
- ・ 応募者からのプレゼンテーションや事業計画のヒアリング等により審査します。
- ・ 審査の結果については、面接審査を受けられた方に文書でお知らせします。
(採択となった場合は、助成金の交付に係る手続きに移ることとなります。)

11 その他応募に係る注意事項

- (1) 応募された書類等は返却しませんので、予めご了承ください。
- (2) 応募内容については、氏名、テーマ、概要など必要最小限度の範囲で公表することに同意したものとみなします。
- (3) 応募内容については、ハンズオン支援の実施を見込んで産業支援機関等に情報を提供する場合がありますのでご了承ください。
- (4) 上記(2)以外の応募内容の詳細について、秘密は厳守されますが、特別なノウハウや技術等については、応募者自身の責任において、特許や実用新案の出願など法的措置を講じてください。
- (5) 面接審査への出席等を含め、応募にかかる一切の費用については、応募者自身の負担とさせていただきます。
- (6) 本助成事業は、競争的資金であるため、当該事業の応募申込書等を提出されても、必ず採択されるものではありません。
- (7) 採択となる場合でも、助成金額を減額する場合があります。
- (8) 同一の事業内容で、他の補助金や助成金等と重複して当助成金を交付することはできません。重複する可能性がある場合は事前に相談してください。

12 助成事業者の義務

助成金の交付決定を受けた方は、次の条件を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、助成事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは

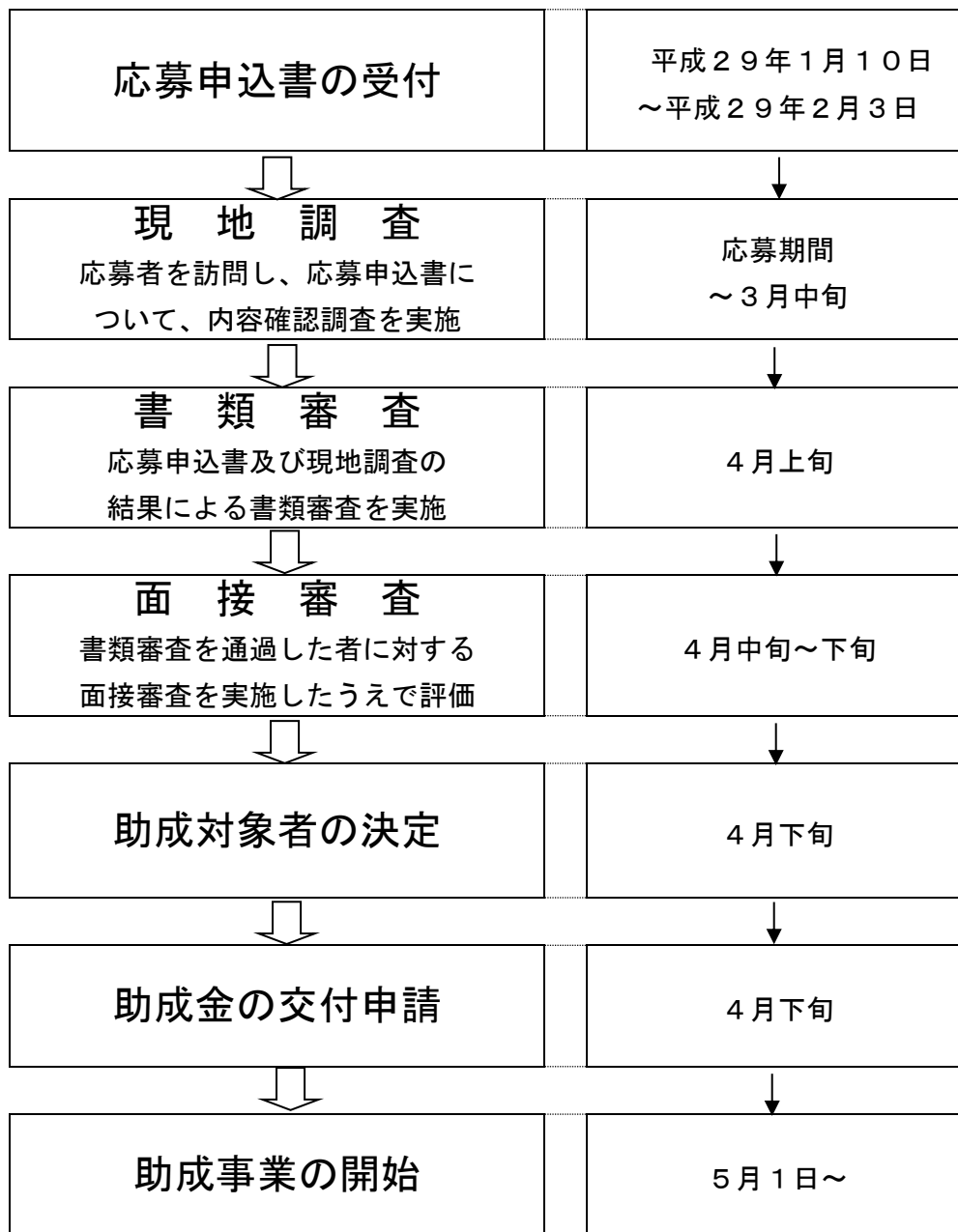
助成事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

- (2) 助成事業の実施年度途中の遂行状況について、報告しなければなりません。
- (3) 助成事業を完了したときは30日以内に、実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 助成事業の完了した会計年度の終了後5年間、各年における助成事業成果の事業化状況を報告するほか、その後も助成事業に関係する調査に協力しなければなりません。
- (5) 助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、助成事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。(他の用途への使用はできません。)
- (6) 財産処分制限期間以前に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。また、当該財産を処分したことによって得た収入の全部又は一部を財団に納付しなければなりません。
- (7) 助成事業に係る経理については、その他の経費と区分して、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

13 助成事業実施に係る注意事項

- (1) 助成対象経費は、交付決定後に取得・支出する費用に限られます。(交付決定前の経費は助成対象となりません。)
- (2) 助成金は、助成事業終了後、経費の支払い実績を証拠書類等により確認した後に交付します。従って、事業実施にあたっては、助成金相当分の自己資金等を確保する必要があります。また、助成金は対象経費に所定の助成率(2/3など)を乗じた額となるため、残額を自己負担分として支出する必要があります。
- (3) 経費の支払い実績が、証拠書類等により確認できない場合は、当該経費は助成対象外となります。
- (4) 助成事業の進捗状況の確認や確定検査のため、財団が実地検査を行います。
- (5) 現金手渡しでの支払いは助成対象として認められません。銀行振込、小切手、手形による支払いが対象となります。(小切手、手形による支払いは助成事業期間内に決済される必要があります。)
- (6) 助成事業者が、助成金交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したときは、助成金の交付取消、返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (7) 助成事業終了後、県又は財団が実施する事業成果展示会等で事業成果を発表していただく場合があります。

14 助成事業の流れ



(※) 上記の流れは、応募状況等により変更になる場合があります。

15 応募受付・問合せ先

(1) 応募受付及び詳しい事業案内等

公益財団法人えひめ産業振興財団 産業振興部 産業振興課

〒791-1101 松山市久米窪田町 337-1 (テクノプラザ愛媛内)

TEL 089-960-1100 FAX 089-960-1105

様式のダウンロード

<http://www.ehime-iinet.or.jp/zaidan/fund2/bosyu.pdf>

[財団ホームページ⇒新事業展開支援又は研究開発支援⇒STEP4応募する⇒

「えひめ中小企業応援ファンド活力創出産業育成事業の募集について」に掲載]

(2) 愛媛県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する書類（納税証明書）の発行場所

（最寄りの愛媛県地方局税務管理課（南予地方局にあつては、税務課）又は各支局税務室）

地方局	所在地	電話番号
東予地方局	〒793-0042 西条市喜多川 796 番地 1	0897-56-1300 (代)
今治支局	〒794-8502 今治市旭町一丁目 4 番地 9	0898-23-2500 (代)
中予地方局	〒790-8502 松山市北持田町 132 番地	089-941-1111 (代)
南予地方局	〒798-8511 宇和島市天神町 7 番 1 号	0895-22-5211 (代)
八幡浜支局	〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目 3 番 37 号	0894-22-4111 (代)

(注) 納税証明書の交付申請の際には、納税証明願を 2 部提出すること。

この助成事業は、公益財団法人えひめ産業振興財団が、愛媛県、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社伊予銀行、株式会社愛媛銀行、愛媛信用金庫及び四国電力株式会社と協働で取り組んでいます。（「えひめ中小企業応援ファンド」による助成事業）